



長野県報

9月29日(木)
平成23年
(2011年)
第2306号

目次

規則

- 長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)……………2
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課)……………2

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)……2
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)……………3
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)……………3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)……………4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)……………4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)……………5
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県天然記念物の指定並びに長野県天然記念物の指定解除(文化財・生涯学習課)……………5
政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)……………6

公告

- 一般競争入札(管財課)……………7
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)……………7
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)……………8
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課)……………8
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課)……………9
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)……………11
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)……………11
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課)……………11
一般競争入札(スポーツ課)……………12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)……………13
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局)……………14
一般競争入札(環境政策課)……………14
特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課)……………15
一般競争入札(2件)(高校教育課)……………15

訓令

- 教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課)……………16

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第23号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の危機管理防災課の項の次に次のように加える。

交通政策課	リニア推進主幹	中央新幹線の整備促進に関する職務
-------	---------	------------------

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の36の(1)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オ及びカを削り、同キ中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同キを同エとし、同ク中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同クを同オとし、同ケを同カとし、同カの次に次の事

項を加える。

キ 第12条の4第1項の規定による報告の受理

別表第2の36の(1)のク及びサを削り、同シ中「第2項」の次に「(同条第1項ただし書及び第2項については、第13条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同シを同クとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 第13条の2第1項の規定による届出の受理

別表第2の36の(1)のヌを削り、同セ中「通行遮断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同セを同コとし、同ソ及びタを削り、同チを同サとし、同ツを同シとし、同テを同スとし、同ト中「又は薬浴」を「薬浴又は投薬」に改め、同トを同セとし、同ナを削り、同ニ中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同ニを同ソとし、同ヌを削り、同46の(8)に次の事項を加える。

ウ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第6条第1項及び第3項の規定による認定

別表第2の48の(9)を同(10)とし、同(8)の次に次の事項を加える。

(9) 警察職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第6条第1項及び第3項の規定による認定

別表第3の6中「別表第2の36の(1)のオ、コ、サ及びニ」を「別表第2の36の(1)のソ」に改める。

別表第6の4に次の事項を加える。

(8) 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第6条第1項及び第3項の規定による認定

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

行政改革課

告示

長野県告示第662号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人絆	宅幼老所きずな	長野県伊那市東春近木裏原10746番地434	平成23年9月16日

(2) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野エコ事業協同組合	エコ福祉用具レンタル	長野県長野市松岡一丁目35番5号	平成23年9月16日

(3) 特定施設入居者生活介護